

会計監査六法2021年版データベース

日本公認会計士協会出版局

目 次

- 1 . アカウソトの設定 2
- 2 . 検索機能 6
- 3 . 印刷・ダウンロード機能 9
- 4 . 未施行条文の表示 10
- 5 . 参照条文のリンク 11
- 6 . お気に入り資料の設定 12

1. アカウントの設定

会計監査六法2021年版の巻頭にある袋とじに明記されているURLにアクセスしてください。
下記画面が表示されましたら、「[書籍購入者の認証](#)」をクリックしてください。

日本公認会計士協会

会計監査六法2021年版データベース

ログイン

はじめてご利用になる場合は、「[書籍購入者の認証](#)」ページで購入者専用IDと購入者専用パスワードを入力してから、アカウントを作成してください。

【重要】2020年版から2021年版への移行について

[書籍購入者の認証](#)

すでにアカウントを作成されている方は、作成したログインIDとパスワードを以下のフォームに入力する事でログインできます。

作成したログインIDを入力してください

作成したパスワードを入力してください

[ログインIDまたはパスワードを忘れた場合](#)

次へ

[あるご質問](#) [このサイトについて](#) [利用](#)

「書籍購入者の認証」画面(下記画像左)になりましたら、袋とじ(同右)に記載されています「**購入者専用ID**」(6桁の数字)を上枠に、「**購入者専用パスワード**」を下枠に入力して「次へ」をクリック。

「購入者専用パスワード」は、4桁ごとに「-」で繋がれた12桁の英数字となっております。



日本公認会計士協会

会計監査六法 2021年データベース
書籍購入者の認証

購入者専用IDと購入者専用パスワードを入力して、次のページで会計監査六法データベースを利用するためのアカウントを作成してください。また、作成したアカウントを忘れてしまった場合も、再度アカウントを作成してください。

6桁の購入者専用IDを入力してください

12桁(4桁×3)の購入者専用パスワードを入力してください。

購入者専用ID / 購入者専用パスワードとは

次へ

1. 「会計監査六法2021年版データベース」のウェブサイト「<https://kaikeikansadb.jicpa.or.jp>」にアクセスしてください。
2. ログイン画面で「書籍購入者の認証」をクリックし、下記の購入者専用IDと購入者専用パスワードをご入力ください。
3. お好きなログインIDとパスワードを設定していただき、登録終了後、ご利用可能となります。

購入者専用ID

1 2 3 4 5 6

購入者専用パスワード

abcd-ABCD-1234

お願い

- 上記の購入者専用IDと購入者専用パスワードは、ログインIDやパスワードを忘れた場合、再登録の際に必要となりますので、有効期間中は大切に保管してください。
- ログインID又はパスワードを購入者以外の者が変更することを防ぐために、購入者専用IDと購入者専用パスワードは、第三者に漏えいしないよう、ご注意ください。

下記「アカウント作成」画面に切り替わりましたら、お好みのID、パスワードを設定してください。
ログインIDは5文字以上、20文字以内、パスワードは10文字以上、20文字以内の半角英数字を使用してください。
アンケートは任意ですので、お答えいただかなくても構いません。
ID、パスワードの設定が完了しましたら、「次へ」をクリック。

 日本公認会計士協会

会計監査六法2021年版データベース

アカウントの作成

お好みのID とパスワードを入力して [次へ] をクリックしてください。

ログインIDを入力してください

- 半角英数字を使用できます。
- 5文字以上、20文字以内で入力してください。

パスワードを入力してください

確認用にもう一度入力してください

- 半角英数字を使用できます。
- 10文字以上、20文字以内で入力してください。

アンケートのお願い

お客様層調査のため、お手数ですがアンケートにご協力をお願いします(任意)。

性別:

年齢:

お住まいの地域:

職業:

よくあるご質問このサイトについて 利用環

ID、パスワードの設定が完了し、「次へ」をクリックすると「利用規約」が表示されます。同意いただける場合は「同意します」をクリックしてください。

これでアカウント作成は完了です。画面が切り替わり、「アカウント作成が完了しました。作成したアカウントでログインします。」というメッセージが表示されましたら、画面上をクリックしデータベースをご利用いただけます。

次回以降は、 で作成した ログインID、 パスワード を入力し、「次へ」をクリックすることで、ご利用いただけます。

日本公認会計士協会

会計監査六法2021年版データベース

ログイン

はじめてご利用になる場合は、「書籍購入者の認証」ページで購入者専用IDと購入者専用パスワードを入力してから、アカウントを作成してください。

【重要】2020年版から2021年版への移行について

書籍購入者の認証

すでにアカウントを作成されている方は、作成したログインIDとパスワードを以下のフォームに入力する事でログインできます。

ログインID

作成したログインIDを入力してください

作成したパスワードを入力してください

パスワード

ログインIDまたはパスワードを忘れた場合

次へ

あるご質問 このサイトについて 利用

2. 検索機能

「会計監査六法2021年版データベース」は、「会計監査六法2021年版」と同じ目次建てとなっております。
検索機能では、「キーワード」、「五十音」、「法令名」、「フリーワード」から欲しい情報を検索できます。

日本公認会計士協会

会計監査六法

🔔 👤 ⚙️ | ログアウト

🖨️ 印刷 📄 ダウンロード

🔍 キーワード検索 五十音検索

法令名 フリーワード

例：寄付金 損金不算入 🔍

お知らせ

2021.03.08	2021年版データベースが公開されました。
2021.02.05	【重要】 会計監査六法2020年版データベースの利用終了及び同2021年版データベースの利用開始について
2021.01.21	【公開草案】 「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」（公開草案）の公表について

1. 法規関係
2. 会社法関係
3. 基本基準関係
4. 実務基準関係
5. 四半期・中間財務諸表関係
6. 連結財務諸表関係
7. 組織再編関係
8. 固定資産関係
9. リース取引関係
10. 研究開発費関係
11. 金融商品関係
12. 外貨建取引関係
13. 退職給付関係
14. 純資産の部・自己株式関係
15. 収益認識関係

フリーワード検索では、検索ウィンドウの下にヒットした件数が表示されます。

日本公認会計士協会

会計監査六法

印刷 | ダウンロード

キーワード検索 | 五十音検索

法令名 フリーワード

減価償却

"減価償却"の検索結果：69件

リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第16号）
...、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用する。この場合、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要はない。（リース期間終了時及び再リースの処理）...

研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針（会計制度委員会報告第12号）
...るのではなく、当該機械等の取得原価に算入し、「機械及び装置」等の科目を用いて処理する。ソフトウェアの減価償却の方法（市場販売目的のソフトウェアの減価償却の方法【設例1及び設例2参照】）18. 市場販売目...

減価償却に関する当面の監査上の取扱い（監査・保証実務委員会実務指針第81号）
行として採用されてきた経緯がある。このような会計実務に対応して、当

ヒットした資料を展開しますと、検索したワードが黄色で表示されます。



日本公認会計士協会

会計監査六法

🔔 📄 ⚙️ | ログアウト

🖨️ 印刷 ⬇️ ダウンロード

- リース取引に関する会計基準の適用指針
(企業会計基準適用指針第16号)
- 目的
- 適用指針
 - 範囲
 - 用語の定義
 - ファイナンス・リース取引の判定基準
 - ファイナンス・リース取引に該当するリース取引
 - 具体的な判定基準
 - 現在価値基準の判定における留意事項
 - 不動産に係るリース取引の取扱い
 - ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理

リース取引関係 > リース取引に関する会計基準の適用指針
(企業会計基準適用指針第16号)

文字サイズ: 小 中 大

未施行を表示する

26. リース料総額に通常の保守等の役務提供相当額が含まれる場合、当該役務提供相当額については、前項の維持管理費用相当額に準じて会計処理を行う。

(リース資産の償却)

27. リース資産の償却年数については、原則として、リース期間を耐用年数とすることとされているが(リース会計基準第12項)、リース期間終了後の再リース期間をファイナンス・リース取引の判定においてリース期間に含めている場合は、再リース期間を当該耐用年数に含めるものとする。また、残存価額については原則としてゼロとすることとされているが(リース会計基準第12項)、リース契約上に残価保証の取決めがある場合は、原則として、当該残価保証額を残存価額とする。

28. リース資産の償却方法は、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用する。この場合、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により減価償却費を算定する必要はない。

(リース期間終了時及び再リースの処理)

29. リース期間の終了時においては、通常、リース資産の償却は完了し、リース債務も完済しているため、リース物件を賃手に返却する処理を除き、特に会計処理を要しない。ただし、リース契約に残価保証の取決めがある場合は、賃手に対する不足額の確定時に、当該不足額をリース資産売却損等として処理する。

また、再リース期間を耐用年数に含めない場合の再リース料は、原則として、発生時の費用として処理する。

(中途解約の処理)

30. リース契約を中途解約した場合は、リース資産の未償却残高をリース資産売却損等として処理する。賃手に対して中途解約による規定損害金を一時又は

3 . 印刷・ダウンロード機能

「印刷」、「ダウンロード」は、全文と選択した条文のみの2通りが可能です。

全文の場合は、目次にあります資料名の横のチェックボックス（下記画面緑枠）にチェックします。

選択条文のみの場合は、任意の条文の横のチェックボックス（同紫）にチェックします。

チェックを入れると「印刷」、「ダウンロード」が明るく表示され「印刷」「ダウンロード」が可能になります。

日本公認会計士協会

会計監査六法

法規関係 > 公認会計士法

印刷 ダウンロード

公認会計士法

第1章 総則

第1条 公認会計士の使命

第1条の2 公認会計士の職責

第1条の3 定義

第2条 公認会計士の業務

第3条 公認会計士の資格

第4条 欠格条項

第2章 公認会計士試験等

第5条 公認会計士試験の目的及び方法

第8条 公認会計士試験の試験科目等

公認会計士法

第1章 総則

(公認会計士の使命)

第1条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保する公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

第1条の2 公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(定義)

第1条の3 この法律において「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類（これらの作成に代えて式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の命令で定めるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。

基準日：2020年3月
制定：昭和23年7月6日
最終改正：令和2年5月28日

4. 未施行条文の表示

「未施行を表示する」にチェックを入れると、本文中の現行条文が赤く、未施行条文が青く表示されます。

The screenshot displays the website interface for the Accounting Audit Act. On the left sidebar, the '未施行の条文' (Unenforced Provisions) option is highlighted with a red circle. In the top right corner, the '未施行を表示する' (Show Unenforced Provisions) checkbox is also checked and circled in red. The main content area lists provisions, with '現行' (Current) provisions highlighted in pink and '未施行' (Unenforced) provisions highlighted in light blue. The '未施行' section includes Article 4 regarding the qualifications for judicial examiners, excluding those who passed the judicial exam without the judicial exam score.

5 . 参照条文のリンク

条文中のリンクをクリックすると、参照条文がポップアップ表示されます。

参照条文を閉じるには、ポップアップ表示右上の「×」か、ポップアップ表示外（グレーの画面）をクリックします。

The screenshot shows the website interface for the Japanese Certified Public Accountant Association. The main page title is '会計監査六法' (Six Laws of Accounting and Auditing). A popup window titled '公認会計士法' is open, displaying the following text:

(公認会計士試験の試験科目等)
 第8条 短答式による試験は、次に掲げる科目について行う。
 一 財務会計論（簿記、財務諸表論その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）
 二 管理会計論（原価計算その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）
 三 監査論
 四 企業法（会社法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）
 2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者及び次条の規定により短答式による試験を免除された者（試験科目の全部について試験を免除された者を含む。）につき、次に掲げる科目について行う。
 一 会計学（財務会計論及び管理会計論をいう。以下同じ。）
 二 監査論
 三 企業法
 四 租税法（法人税法その他の内閣府令で定める分野の科目をいう。以下同じ。）
 五 次の科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目
 イ 経営学
 ロ 経済学
 ハ 民法
 ニ 統計学
 3 前2項に規定する試験科目については、内閣府令で定めるところにより、その全部又は一部について範囲を定めることができる。
 4 公認会計士試験においては、その受験者が公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかに応じ当該各号に定める科目とする。
 一 企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が認定した者 会計学（法第8条第2項第1号に規定する科目をいう。）

On the right side of the popup, the following information is displayed:

基準日：2020年3月8日
 制定：昭和27年8月14日政令第343号
 最終改正：令和2年4月3日政令第142号

Below this, there are links to related laws, such as '和40年政令第321号 第27条の2各号に掲げる有価証券系もの並びに同法第67条の18第4号に規定する取扱有て規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令期間が通算して7年以上である者とし、法第9条第2項第3規定する政令で定める科目は、当該各号に掲げる者の区

6. お気に入り資料の設定

本文中、資料名の横の「」マークをクリックすると「」に変わり、その資料が「お気に入り」として登録されます。画面右上にあります「」マークをクリックすることで、これまで「お気に入り」登録した資料が表示されます。資料名をクリックすると登録した法令等が表示されます。



The screenshot shows the website interface for the Accounting Audit Act (会計監査六法). The top navigation bar includes the logo of the Japanese CPA Association (日本公認会計士協会) and the title '会計監査六法'. There are utility icons for search, home, and login (ログアウト).

The sidebar on the left contains a list of sections with checkboxes:

- 公認会計士法
- 第1章 総則
 - 第1条 公認会計士の使命
 - 第1条の2 公認会計士の職責
 - 第1条の3 定義
 - 第2条 公認会計士の業務
 - 第3条 公認会計士の資格
 - 第4条 欠格条項
- 第2章 公認会計士試験等
 - 第5条 公認会計士試験の目的及び法
 - 第8条 公認会計士試験の試験科目

The main content area features a table of contents for the '公認会計士法' (Public Accountant Act). A red circle highlights the bookmark icon next to the title '公認会計士法'. The table of contents includes:

- 公認会計士法
- 公認会計士法施行令
- 公認会計士法施行規則
- 企業内容等の開示に関する内閣府令
- 会社法

The detailed text area on the right shows the beginning of Article 1, Paragraph 1 of the Act, which states the purpose of the law: to ensure the reliability of financial information and contribute to the sound development of the economy. A second red circle highlights the bookmark icon in the top right corner of this detailed view.